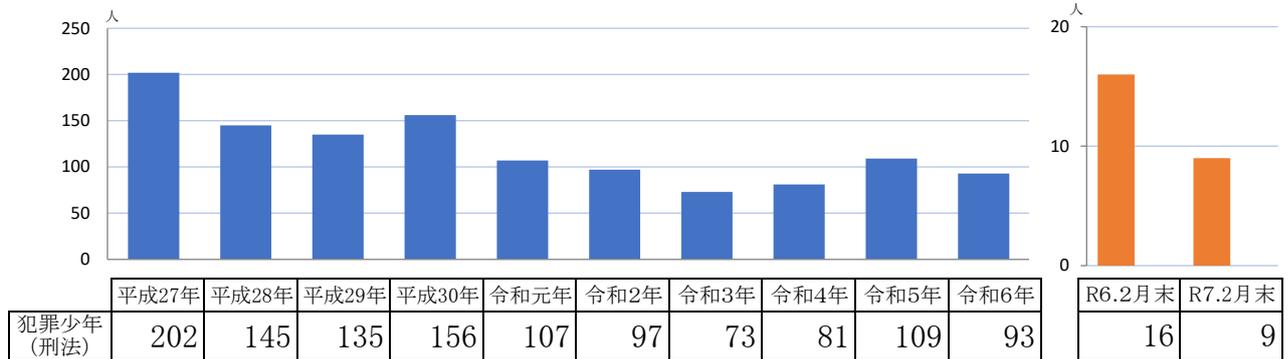


令和7年2月末現在の少年非行の概況

生活安全部人身安全少年課

1 犯罪少年(刑法)の推移



2 令和7年2月末の少年補導概況

(1) 非行少年等の概況

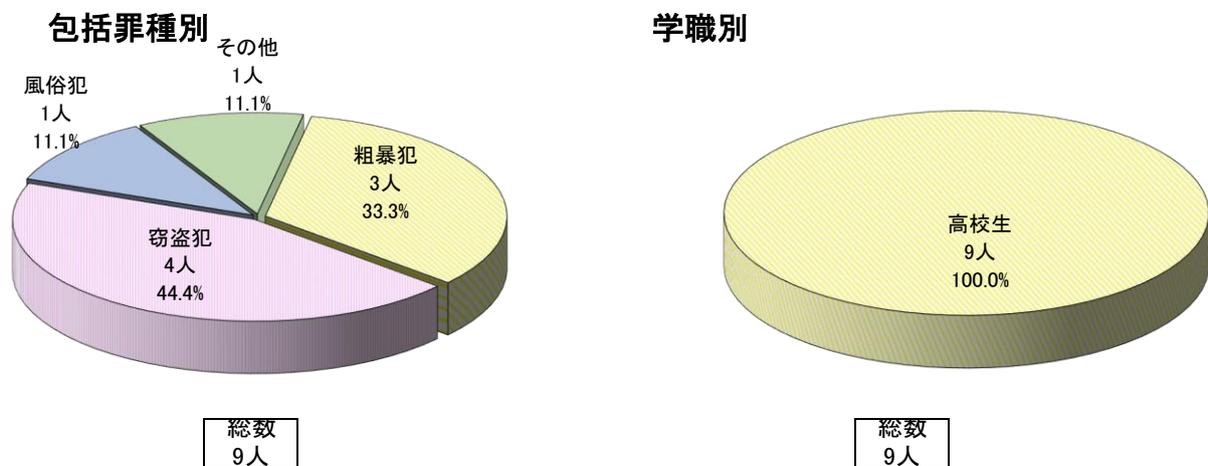
区分 / 年	R6.2月末	R7.2月末	増減数	増減率
犯罪少年	19	11	△ 8	△ 42.1
刑法	16	9	△ 7	△ 43.8
特別法	3	2	△ 1	△ 33.3
触法少年	11	6	△ 5	△ 45.5
刑法	11	4	△ 7	△ 63.6
特別法		2	2	
ぐ犯少年	2		△ 2	△ 100.0
不良行為少年	37	41	4	10.8

※非行少年等・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年を含めた総称。

※ぐ犯少年・・・少年の性格、行状等からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年をいう。

※不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・家出等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(2) 犯罪少年(刑法)の罪種別・学職別割合



※ 円グラフは、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳数値の合計が100%にならない場合があります。

※ この統計資料は令和7年2月末現在の暫定値です。